

議案第 2 号

狭山市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例

狭山市ホームヘルプサービス手数料条例（昭和 5 8 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市ホームヘルプサービス事業の廃止に伴い、狭山市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止したいので、この案を提出するものである。